



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 民有保安林の指定（森林管理課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除・4件（森林管理課）…………… 2
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 3
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 3

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（総合情報政策課）…………… 4
- 大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立美来工科高等学校）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄工業高等学校）…………… 8

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定…………… 10
- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告（県立中部病院）…………… 10

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 12

収用委員会事項

- 公示送達…………… 14

告 示

沖縄県告示第347号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中頭病院	沖縄市字登川610番地	社会医療法人敬愛会	令和元年10月1日	令和4年9月30日

沖縄県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 羽地大川土地改良区

- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 羽地大川土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 令和元年9月24日

沖縄県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市来間南地区（団体営農地保全整備事業）の換地計画について、令和元年9月26日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年10月8日から同年11月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字喜瀬伊部原1992番・1993番・2009番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡本部町字具志堅松部原491番4
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第352号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊瀬名原643番（次の図に示す部分に限る。）、643番3
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名山196番26・196番27・196番115（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、196番105、196番106、196番107、196番111、196番112、196番113、196番119、196番120、196番121、196番123
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第354号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平カヤ原912番2、973番3、974番4
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

沖縄県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和元年10月4日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市長田2丁目832番3から 那覇市長田2丁目881番まで	25.0m ～ 25.0m	91.2m
新	那覇市長田2丁目832番3から 那覇市長田2丁目881番まで	25.0m ～ 31.4m	91.2m

沖縄県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和元年10月4

日から同月18日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 白浜南風見線
- 2 供用開始の区間 竹富町字高那南ヨシケラ6番7から竹富町字高那南ヨシケラ6番7まで
- 3 供用開始の期日 令和元年10月4日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 離島地区海底光ケーブル予備物品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部総合情報政策課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和元年8月9日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 西日本電信電話株式会社沖縄支店 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 契約金額 35,542,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月4日から令和2年2月4日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及びうるま市経済部商工労働課において縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス石川店 うるま市石川一丁目44番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 届出年月日 令和元年8月22日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) ダイレックス石川店
変更後 ダイレックス石川店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 大寫秀昭
変更後 多田高志
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 大寫秀昭
変更後 多田高志
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 平成23年11月23日
 - (2) 4(2) 令和元年5月1日
 - (3) 4(3) 令和元年5月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保

持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月4日から令和2年2月4日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス津嘉山店 那覇市字仲井真東オフリー原374番1及び375番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 届出年月日 令和元年8月22日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 貞方宏司
変更後 多田高志
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 貞方宏司
変更後 多田高志
- 5 変更の年月日
 - (1) 4(1) 令和元年5月1日
 - (2) 4(2) 令和元年5月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和元年10月4日から令和2年2月4日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス糸満店 糸満市字潮平611番7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 多田高志
- 3 届出年月日 令和元年8月22日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 大寫秀昭
変更後 多田高志
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 大寫秀昭
変更後 多田高志

5 変更の年月日

- (1) 4(1) 令和元年5月1日
- (2) 4(2) 令和元年5月1日

6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）与那原商業施設 与那原町字与那原1104番ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社金秀本社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 上地隆
- 3 法第8条第1項の規定による与那原町の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和元年10月4日から同年11月4日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年7月25日 沖縄県指令土第595号、令和元年8月26日 沖縄県指令土第617号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字宜次316番地7及び316番地8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字宜次316番地4 嘉数博文
- 5 検査済証番号 令和元年9月19日 第4587号
- 6 工事完了年月日 令和元年8月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年10月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年5月27日 沖縄県指令土第402号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字当銘東原257番17
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原201番地7 レインボーヒルズ102号室 金城亜青
- 5 検査済証番号 令和元年9月20日 第4588号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月3日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付

するので、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

沖縄県立美来工科高等学校長 宮 城 淳

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 画像処理実習装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和2年2月28日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立美来工科高等学校情報科棟マルチメディア室

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和元年11月6日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立美来工科高等学校事務局 〒904-0001 沖縄市越来三丁目17番1号 電話番号098-937-5451

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和元年11月6日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月14日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立美来工科高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の前日までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年11月6日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立美来工科高等学校
- (2) 所在地 〒904-0001 沖縄市越來3丁目17番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 令和元年11月13日（水曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立美来工科高等学校に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Image Processing Device 1-set
- (2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE
February 28, 2020, Okinawa Prefectural Mirai Technical Senior High School,
Information Department Building
- (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. November 14, 2019
- (4) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Mirai Technical Senior High School Office
3-17-1 Goeku Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-0001
Telephone 098-937-5451

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 比 嘉 淳

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和2年2月28日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立沖縄工業高等学校情報電子科棟及び建築科棟

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を手入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 資格に関する文書を手入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和元年11月1日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校事務室 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号 電話番号098-832-3831

- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和元年10月21日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年11月14日（木曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校小会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年10月21日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立沖縄工業高等学校
 - (2) 所在地 〒902-0062 那覇市松川3丁目20番1号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和元年11月13日（水曜日）午後4時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄工業高等学校に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和元年10月23日（水曜日）午後2時
 - イ 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校小会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Automatic Design Drawing System 1-set

(2) DUE DATE OF DELIVERY AND DELIVERY PLACE

February 28, 2020, Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School,
Information Technology Department Building and Architecture Department Building

(3) PRE-BID CONFERENCE

2:00 p.m. October 23, 2019

(4) DATE FOR BIDS

11:00 a.m. November 14, 2019

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School Office

3-20-1 Matsugawa Naha City, Okinawa, Japan, 902-0062

Telephone 098-832-3831

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年10月4日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 518,000リットル(予定)
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社伊禮産業 浦添市仲間一丁目2番11号
- 5 落札金額 70円09銭(単価契約)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和元年6月25日

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和元年10月4日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

1 概要

(1) 調達物品名 沖縄県立中部病院医療情報・放射線画像情報システム

(2) 内容

ア R I S ・ P A C S を中心とした医療情報・放射線画像情報システム等の構築

イ 医療情報・放射線画像情報システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置

ウ 医療情報・放射線画像情報システムの稼働に必要なスケジュール等の管理

エ 医療情報・放射線画像情報システムの稼働に必要な電源、ネットワーク等の整備及び施工

オ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定

カ 医療情報・放射線画像情報システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル等の作成

キ 本格運用までの支援及び運用開始後のサポート

ク その他沖縄県立中部病院が必要とすること。

- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで
- (4) 稼働予定日 令和2年2月1日
- (5) 契約額の目安 150,400,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (6) 納入場所 沖縄県立中部病院
- 2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。
- (1) 参加者に求める要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- ウ プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団が実質的に支配する者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- オ 病床数300床以上の病院において、医療情報・放射線画像情報システムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。
- (2) 沖縄県立中部病院医療情報・放射線画像情報システムの障害復旧への対応
- ア 沖縄県立中部病院医療情報・放射線画像情報システムの障害発生に対し、24時間以内に技術者を派遣して障害を復旧することができるサービス水準を保証できる者であること。
- イ 24時間連絡可能なサービス体制が整備されており、速やかに対応できることを証明した者であること。
- 3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立中部病院医療情報・放射線画像情報システム業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。
- 4 手続等
- (1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領及び仕様書（5(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間 この公告の日から令和元年11月1日（金曜日）まで
- イ 交付場所 (5)の場所及び沖縄県立中部病院ホームページ (<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/>)
- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年11月1日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年11月13日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 令和元年11月15日（金曜日）午後を予定
- イ 場所 沖縄県立中部病院内
- ウ 審査結果 令和元年11月下旬（予定）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立中部病院総務課施設用度係 〒904-2293 うるま市宇宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 5 その他
- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

(3) 手続及び業務の詳細は、プロポーザル実施要領等による。

6 Summary

(1) Subject matter of the proposal : Medical information and radiation image information system for Okinawa Prefectural Chubu Hospital

(2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 1 November, 2019

Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 13 November, 2019

(3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital

281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan

Telephone 098-973-4111

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第185号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和元年10月4日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和2年1月17日（金曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和元年10月15日（火曜日）から同月18日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。

(2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）**収用委員会事項**

沖縄県収用委員会告示第14号

収用しようとする土地 那覇市牧志1丁目516番1、517番、559番及び573番

土地所有者 不明ただし、管理者那覇市 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

記

那覇広域都市計画公園事業4・3・那1号緑ヶ丘公園裁決申請等事件に係る令和元年9月12日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和元年10月25日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和元年10月4日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---